

# 福岡市公報

令和8年4月30日 第7232号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
○包括外部監査契約の締結（第97号）	1
○地縁による団体の代表者の変更（第98号）	2
○地縁による団体の代表者の変更（第99号）	2
○公金の支出に関する事務の委託（第100号）	3
<b>水道局</b>	
○水道料金等の徴収又は収納の事務の委託（告示第2号）	3
<b>正誤</b>	
○令和8年3月30日付第7223号（別冊20）中正誤	5

## 告 示

### 福岡市告示第97号

地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき、令和8年度に係る包括外部監査契約を締結したので、同条第6項の規定により次のように告示する。

令和8年4月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 包括外部監査契約の期間の始期  
令和8年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法  
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所  
氏 名 竹之内 高司  
住 所 福岡市西区愛宕浜一丁目21番13号
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法  
監査の結果に関する報告の提出を受けた後における一括払とする。ただし、相手方から請求があった場合において、必要があると認められるときは、一部の費用について概算払をすることができる。

## 福岡市告示第98号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、同条第1項の認可を受けた地縁による団体から告示された事項について変更の届出があったので、同条第10項後段の規定により次のように告示する。

令和8年4月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

区 分	名 称	代表者の住所及び氏名
変更前	池田町内会	福岡市早良区大字脇山1385番地2 真子 義臣
変更後		福岡市早良区大字脇山1373番地3 佐藤 俊左久
変更前	谷口町内会	福岡市早良区大字脇山2464番地1 緒方 賢一
変更後		福岡市早良区大字脇山2308番地6 緒方 一清

## 福岡市告示第99号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、同条第1項の認可を受けた地縁による団体から告示された事項について変更の届出があったので、同条第10項後段の規定により次のように告示する。

令和8年4月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

区 分	名 称	代表者の住所及び氏名
変更前	城の原町内会	福岡市早良区脇山一丁目21番22号 重松 暁
変更後		福岡市早良区脇山一丁目21番1号 重松 弘海
変更前	栗尾自治会	福岡市早良区大字小笠木1219番地 後藤 和幸
変更後		福岡市早良区大字小笠木1176番地8 西 俊之

変更前	西油山ハイツ町内会	福岡市早良区野芥五丁目38番43号 垣田 英策
変更後		福岡市早良区野芥五丁目31番11号 野々原 幸博
変更前	田隈団地自治会	福岡市早良区田隈三丁目48番2号 戸内 久満
変更後		福岡市早良区田隈三丁目60番15号 山田 健治
変更前	西入部町内会	福岡市早良区西入部四丁目6番18号 鍋山 安治
変更後		福岡市早良区西入部一丁目8番34号 柚木 訓敏

## 福岡市告示第100号

地方公営企業法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、公金の支出の事務を次のように委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地	指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出の種類	指定をした日	委託をした日
東京都港区六本木五丁目16番7号 一般社団法人 全国モーターボート競走施行者協議会	場間場外発売の精算に係る経費及び総合払戻に関する費用	令和8年 4月1日	令和8年 4月1日

水 道 局

## 福岡市水道局告示第2号

地方公営企業法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、指定公金事務取扱者の指定を行い、公金の徴収又は収納の事務を次のように委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月30日

福岡市水道事業管理者 中 村 健 児

委託事務	指定公金事務取扱者 (委託の相手方)	指定をした日	委託をした日 (委託期間)
水道料金、下水道 使用料（水道局が 徴収するものに限 る。以下同じ。） 及び再生水料金の 清算に係る徴収事 務	福岡市南区玉川町 9 番12号 マイタウンサービ ス株式会社	令和 7 年 9 月 1 日	令和 8 年 4 月 1 日 (令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで)
水道料金、下水道 使用料、再生水料 金及び手数料の徴 収事務（中央区、 南区、城南区）	福岡市中央区薬院四 丁目 3 番 5 号セレス 薬院 7 階 アクアソリュー ション福岡共同企 業体	令和 8 年 4 月 1 日	令和 8 年 4 月 1 日 (令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで)
水道料金、下水道 使用料、再生水料 金及び手数料の徴 収事務（早良区、 西区）	福岡市博多区博多駅 前一丁目 4 番 1 号 みらい水道サービ ス共同企業体	令和 8 年 4 月 1 日	令和 8 年 4 月 1 日 (令和 8 年 4 月 1 日から 令和 11 年 3 月 31 日まで)
水道料金、下水道 使用料及び再生水 料金の収納事務	東京都千代田区岩本 町三丁目10番 1 号 山崎製パン株式会 社	令和 8 年 4 月 1 日	令和 8 年 4 月 1 日 (令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで)
	千葉県美浜区中瀬一 丁目 5 番地 1 ミニストップ株式 会社		
	東京都千代田区二番 町 8 番地 8 株式会社 セブン -イレブン・ジャ パン		
	東京都港区芝浦三丁 目 1 番 21 号 株式会社 ファミ リ-マ-ト		

	東京都品川区大崎一丁目11番2号 株式会社 ローソン	
	広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1 株式会社 ポブラ	
一時用の水道料金、加入金及び手数料の徴収事務	福岡市博多区博多駅前一丁目28番15号 公益財団法人 福岡市水道サービス公社	

正 誤

発行年月日	公報番号	ページ	箇所	正 誤	
令和8年 3月30日	第7223号 (別冊20)	3	上から 17行目	誤	午前11時
				正	午後1時
			上から 18行目	誤	3時間
				正	1時間

